

事務所ニュース [No.321]

令和8年9月



事務所ニュース9月号を発刊しました

熱中症にご用心

宮崎県の最低賃金

社会保険料が変わります

令和8年度業務改善助成金

年次有給休暇の時季指定義務
—実施されていますか?—

給与台帳・個人明細のデジタル化！

記録の保管は **5年** (当分の間 **3年**) です。
かさばる給与台帳の保管をペーパーレス
に！個人の給与明細はご自分のパソコン・
スマートフォンで確認できます。
便利で簡単！！



社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : contact@office-coa.ne.jp



HP : <https://www.office-coa.net>